

工事成績評定の様式一覧表(一般土木工事関係)

*印:2019/1/1 一部改正様式

様式名		区		分		様式番号			
項目別評定点		検 査 員				±1			
工事成績 採点表		総括監督員・検査員		1,500万円以上の場合		±2-1			
		総括監督員・検査員		500万円以上・1,500万円未満の場合		±2-2			
工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 運 用 表	1,500万円 以上	総括 監督 員	1 施工体制		I 施工体制一般 II 配置技術者	±3-1①	*		
			2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理		±3-1②	*		
				Ⅲ安全対策 IV 対外関係		±3-1③	*		
			3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質		±3-1④	*		
	500万円以上・1,500万円未満	総括 監督 員	検 査 員	1 施工体制		I 施工体制一般 II 配置技術者	±3-2①	*	
				2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理		±3-2②	*	
					Ⅲ安全対策 IV 対外関係		±3-2③	*	
				2 施工状況	I 施工管理		±3-3	*	
	500万円以上	総括 監督 員	査 員	2 施工状況		I 施工管理	±3-3	*	
				3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		±3-4	*	
					II 品質	コンクリート構造物工事		±3-5(1)	*
						土工事		±3-5(2)	*
						護岸・根固・水制工事、ブロック(石)積工(張工)		±3-5(3)	*
						鋼橋工事及びその他鋼構造物		±3-5(4)	*
						砂防構造物工事及び地すべり防止工事		±3-5(5)	*
						舗装工事		±3-5(6)	*
						海岸工事		±3-5(7)	*
						法面工事		±3-5(8)(9)(10)	*
						基礎工事及び地盤改良工事		±3-5(11)(12)	*
						二次製品構造物・小型構造物		±3-5(13)	*
						コンクリート橋工事		±3-5(14)	*
						塗装工事		±3-5(15)	*
						トンネル工事		±3-5(16)	*
						防護柵・標識・区画線等設置工事		±3-5(17)	*
						植栽工事		±3-5(18)	*
						港湾築造工事		±3-5(19)(20)	*
						ほ場整備工事		±3-5(21)	*
						暗渠排水工事		±3-5(22)	*
						管水路工事・畑かん工事・営農飲雑用水工事		±3-5(23)	*
						木製構造物工事		±3-5(24)	*
						鋼製自在枠工事		±3-5(25)	*
						補強土壁工事		±3-5(26)	*
						軽量盛土工事		±3-5(27)	*
						橋梁補修修繕工事		±3-5(28)(29)	*
						上記以外の工事		±3-5(30)	*
					III 出来ばえ	コンクリート・砂防・海岸・トンネル、土、切土、護岸、ブロック積、鋼橋		±3-6①	
						地すべり、舗装、法面、基礎工、コンクリート橋		±3-6②	
						塗装、植栽、防護柵、標識、区画線		±3-6③	
						ほ場整備、暗渠排水、維持修繕、港湾築造、管水路、畑かん		±3-6④	
				木製構造物、鋼製自在枠、河川浚渫、二次製品構造物・小型構造物、補強土壁・軽量盛土		±3-6⑤			
				橋梁補修修繕工事、河川伐開工事、上記以外の工事又は合併工事		±3-6⑥			
				4 工事特性				±3-7①	
				5 創意工夫				±3-7②	
				6 社会性等				±3-7③	
				総括監督員		8 法令遵守等		±3-8	*
				記入方法及び留意事項				±3-9	
				工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況					
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)						±3-10②			

項目別評定点

2019/1/1 以降

工事検査課

工 事 名		
受 注 者		
主任・監理技術者		
考 査 項 目		評定点 / 満点
項 目	細 別	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	/ 3.3点
	II 配 置 技 術 者	/ 4.1点
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	/ 13.0点
	II 工 程 管 理	/ 8.1点
	III 安 全 対 策	/ 8.8点
	IV 対 外 関 係	/ 3.7点
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I 出 来 形	/ 15.0点
	II 品 質	/ 17.5点
	III 出 来 ば え	/ 8.5点
4 工 事 特 性	I 施工条件等への対応	/ 7.0点
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫	/ 5.8点
6 社 会 性 等	I 地域への貢献等	/ 5.2点
7 評 定 点 小 計	(小数第2位を四捨五入し1位止め)	点
8 法 令 遵 守 等		
評 定 点	/ 100点	

工 事 成 績 採 点 表 (完成・中間)

2019/1/1 以降

平成 年 月 日 作成
工 事 検 査 課

1. 500万円以上の場合

工 事 名							契約金額 (最終)																																		
受 注 者							工 期					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日																								
考 査 項 目		①総括監督員 (完成)					②検 査 員 (中間)					③検 査 員 (完成)					④検 査 員 (完成)																								
		職氏名					職氏名					職氏名																													
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	b	c	d	e																
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10																																			
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																			
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15																					
	II. 工程管理	+7.0	+3.5	0	-5.0	-10																																			
	III. 安全対策	+9.0	+4.5	0	-5.0	-10																																			
	IV. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0																																			
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20																					
	II. 品 質	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0	+16	+12	+8.0	+4.0	0	-12.5	-25	+16	+12	+8.0	+4.0	0	-12.5	-25																					
	III. 出来ばえ						+4.0		+2.0		0	-5.0		+4.0		+2.0		0	-5.0																						
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																																								
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																																								
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																																								
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)						点						点						点																							
評定点 (65点±加減点合計) ※1		①					点					②					点					③					点					④					点				
7. 評定点計		点					○中間検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.22+④ 点×0.18)= 点 但し、中間検査が2回以上あった場合には、平均値を用いること。 ○中間検査がなかった場合:(① 点×0.4+③ 点×0.42+④ 点×0.18)= 点																																		
8. 法令遵守等 ※4		点																																							
9. 評定点合計 ※5		点					○7. 評定点計-8. 法令遵守等																																		
所 見 ※6		【総括監督員】										【検査員】																													

※1 65点+1. ~3. の評定(加減点合計)+4. ~6. の評定(加点合計) = 評定点。各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4 法令遵守等の評価は、総括監督員が行い、減点評価のみとする。
※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各考查項目毎の採点は、別紙「工事成績採点の考查項目別運用表」による。
※6 所見は必ず記載する。
※7 部分引渡し検査は、検査員のみが評定し、中間検査と同様の取り扱いとする。従って、部分引渡し検査1回、中間検査1回の場合はその平均値とする。

工 事 成 績 採 点 表 (完 成)

2019/1/1 以降

平成 年 月 日 作成
工 事 検 査 課

500万円以上1,500万円未満の場合

工 事 名														契約金額 (最終)			
受 注 者		工 期		平成 年 月 日～平成 年 月 日						完成年月日		平成 年 月 日					
考 査 項 目		総 括 監 督 員					検 査 員							項目別評定点	備 考		
		職氏名					印										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+3.3	+2.9	+2.5	+0.5	-1.5								/ 3.3点	① (加 _点)×0.18+4.12 ↑ ← 考査項目別運用表でチェック(+16点～0点の範囲) ② (加 _点)×0.18+3.82 ↑ ← 考査項目別運用表でチェック(+11点～0点の範囲) ③ (加 _点)×0.18+3.76 ↑ ← 考査項目別運用表でチェック(+8点～0点の範囲)		
	II. 配置技術者	+4.1	+3.5	+2.9	+0.9	-1.1								/ 4.1点			
2. 施工状況	I. 施工管理						+13.0		+11.2		+9.3	+3.7	-1.0	/ 13.0点			
	II. 工程管理	+8.1	+6.7	+5.3	+3.3	+1.3								/ 8.1点			
	III. 安全対策	+8.8	+7.0	+5.2	+3.2	+1.2								/ 8.8点			
	IV. 対外関係	+3.7	+3.1	+2.5	+1.5	+0.5								/ 3.7点			
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形						+15.0	+13.1	+11.1	+10.2	+9.2	+4.0	-1.2	/ 15.0点			
	II. 品 質						+17.5	+15.6	+13.6	+11.6	+9.6	+3.4	-2.9	/ 17.5点			
	III. 出来ばえ						+8.5		+7.6		+6.8	+4.7		/ 8.5点			
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※1						①				+4.1			/ 7.0点			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2						②				+3.8			/ 5.8点			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						③				+3.8			/ 5.2点			
7. 評定点計	(1+2+3+4+5+6)													点			
8. 法令遵守等 ※3		点															
9. 評定点合計 ※4		点 ○ 7. 評定点計-8. 法令遵守等															
所 見 ※5		【総括監督員】										【検査員】					

※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※2 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※3 法令遵守等の評価は、総括監督員が行い、減点評価のみとする。
※4 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各考査項目毎の採点は、別紙「工事成績採点の考査項目別運用表」による。
※5 所見は必ず記載する。

様式土3ー1 ①（1500万円以上）

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 □1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。 □2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。 ○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。 ○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。 ○□5) 下請けの作業成果が元請けにより確認されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上) ○□6) 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ○□7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。 ○□8) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 施工体制一般に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()				
	II. 配置技術者(現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ○□1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。 【現場代理人を評価する項目】 □2) 現場代理人が工事全体を把握している。 ○□3) 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。 【主任(監理)技術者を評価する項目】 □5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。 □6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。 ◎□7) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。 ○□8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。 ◎□9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいた優れた判断を行い良好な施工が行われている。 【自社施工義務対象工事】 ○□10) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。 ○□11) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 配置技術者に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 配置技術者に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()				

様式土3-1 ② (1500万円以上)

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	●評価対象項目 □1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ○ □2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。 ○ □3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議している。 □4) 指示・承諾・協議等が、適切に整理されている。 ○ □5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。 □6) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ○ □7) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ◎ □8) 現場条件の変化への対応が適切になされている。 ○ □9) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。 □10) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 ○ □11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。 ○ □12) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 施工管理に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 施工管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 □1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。) ◎ □2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。 ○ □3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ◎ □4) 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。 ◎ □5) 工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。 □6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。 ○ □7) 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ○ □8) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 工程管理に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 工程管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	●評価対象項目 ○ □1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月活動し、記録が整備されている。 □2) 社内パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □3) 安全教育及び安全訓練等が半日／月以上実施されている。 □4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 □5) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。 □6) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ◎ □7) 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ○ □8) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ○ □9) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。 ○ □10) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ◎ □11) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ○ □12) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 安全対策に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。				
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 ○ □1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ◎ □2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。 ◎ □3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。 □4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ○ □6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ◎ □7) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより定期的に地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ○ □8) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 対外関係に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足しているが、そのばらつきが規格値の80%を超える。	☐ 出来形関係について、監督員が改善指示書を発出した。 ※検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
Ⅱ. 品質		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。	☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出した。 ※検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
		品質管理点数が少なく、バラツキの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。				

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 □1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。 □2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。 ○ □3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。 ○ □4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。 ○ □5) 緊急指示、受注者の責めによらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ○ □6) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 施工体制一般に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				
	II. 配置技術者 (現場代理人・主任技術者等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 □1) 現場代理人が下請けの施工体制を含め工事全体を把握している。 □2) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。 □3) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。 ◎ □4) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。 ◎ □5) 主任技術者が、技術的な根拠に基づいた優れた判断を行い良好な施工が行われている。 ○ □6) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 配置技術者に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 配置技術者に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員:Ⅰ 施工管理)、(総括監督員:Ⅱ 工程管理)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	◎	●評価対象項目 ☐ 1) 施工計画書が対象工種の着手前に提出され、所定の項目、内容が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 2) 土木工事施工管理基準に示した基準を上回る自社の施工管理基準を設定し、管理していることが確認できる。 ☐ 3) 段階確認、協議等が適期に行われ、書類が作成されている。 ☐ 4) 建設副産物が適切に処理されている。 ☐ 5) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ☐ 6) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ☐ 7) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 ☐ 8) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。 ☐ 9) その他(理由:)			☐ 施工管理に関して、監督員が 改善指示書 を 発出した 。	☐ 施工管理に関して、監督員からの 改善指示書 による指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、施工計画書は施工管理基準(出来形又は品質)を上回る自社管理値を設けており、基準と自社管理値の仕分けが明確に記載され、計画どおり管理されている場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()	
	Ⅱ. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	◎	●評価対象項目 ☐ 1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。) ☐ 2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。 ☐ 3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 4) 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。 ☐ 5) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。 ☐ 6) その他(理由:)			☐ 工程管理に関して、監督員が 改善指示書 を 発出した 。	☐ 工程管理に関して、監督員からの 改善指示書 による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	●評価対象項目 ○ □1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回以上/月活動し、記録が整理されている。 □2) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。 □3) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。 □4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 □5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ◎ □6) 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ○ □7) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ○ □8) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。 ○ □9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ◎ □10) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ○ □11) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 安全対策に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		●評価対象項目 ○ □1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ◎ □2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。 ◎ □3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。 □4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ○ □6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ○ □7) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 対外関係に関して、監督員が改善指示書を発出した。	□ 対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()				

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である	
		●評価対象項目 □1) 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目、内容が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □2) 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていることが確認できる。 □3) 段階確認、施工状況把握が適期に行われ、記録整理されていることが確認できる。 □4) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。 □5) 工事記録写真等が、写真管理基準及び写真管理実施要領に基づき行われていることが確認できる。 ◎□6) 施工計画書に土木工事施工管理基準に示した基準を上回る自社の施工管理基準を設定し、管理していることが確認できる。 □7) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			□ 施工管理について、監督員が改善指示書を発出した。		□ 施工管理について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、施工計画書に施工管理基準（出来形又は品質）を上回る自社管理値を設けており、基準と自社管理値の仕分けが明確に記載され、計画どおり管理されている場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑤なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 出来形関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●評価対象項目 ☐ 1) 出来形管理表または管理図表(測定基準に「寸法表示箇所」または「測点毎」と記載された測定項目を含む)及び工事完成図が、過不足なく整理されていることが確認できる。 ◎ ☐ 2) 出来形管理の結果が、施工計画書に設定した自社施工管理基準を管理点数の8割以上で満足していることが確認できる。 ☐ 3) 写真管理基準の管理項目及び管理点数が基準を満足している。 ☐ 4) 不可視部分の出来形が、写真で確認できる。 ◎ ☐ 5) 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 6) その他						
		① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ ☐ 1)の「寸法表示箇所」と記載された測定項目とは、堰堤工、橋台躯体工、橋脚躯体工などの設計図面の寸法表示箇所のことである。 ⑤ ☐ 1)の「測点毎」と記載された測定項目とは、護岸工・流路工の幅(W1・W2)など、横断面図等に寸法表示がなくても管理すべき測定項目のことである。 ⑥ ☐ 1)において、道路改良工事に必要な測定項目(W1・W2・W3)を管理していない場合は評価しない。 ⑦ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑧ ◎印は加点項目である。5)については、新工種における特殊工事で、技術的根拠を基に監督員と協議の上新たに管理基準を設けた場合に限定して評価する。新工種でも他の規格値を準用した場合は評価しない。						

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート 構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることができ る。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を行 った。	
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 ☐1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 ☐2) 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 ☐3) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐4) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☆ ☐5) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐6) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐7) コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐8) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行なわれているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 ☐9) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐10) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐11) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐12) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐13) 鉄筋を露出した状態で完了する場合、防錆の処置が適切に行われていることが確認できる。 ☐14) 圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。 ☆ ☐15) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐16) スペースの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐17) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 ☐18) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 ☐19) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90未満.....a' 評価値が70%以上80未満.....b 評価値が60%以上70未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を行 った。	
II. 品質		●評価対象項目 ☐1) 雨水等による滞水、流入が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐2) 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。 ☐3) 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☆ ☐4) 締固めを適切な条件(巻き出し厚、含水比、転圧機械)で施工していることが確認できる。 ☐5) 芝付け及び種子吹付が設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 ☐6) 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 ☐7) 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☆ ☐8) 盛土材料試験(土の締固め試験(CBR試験))及び現場密度の測定等必要な試験を行っている。 ☐9) 法面に有害な亀裂がない。 ☐10) 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ☐11) 切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。 ☐12) 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。 ☐13) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で 評価する。 ③評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合 は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	
II. 品質	ブロック(石)積工(張工)	●評価対象項目 【共通】 ☐1) 基礎工(護岸)において、掘り過ぎがなく施工しているとともに、施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 ☐2) 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 ☐3) 設計図書に基づくコンクリートが使用され、コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施している。加えて、コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☆ ☐4) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め・養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐5) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されてないことが確認できる。 ☐6) コンクリートが、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐7) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は、監督員と所定の協議を行っている。 ☐8) 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐9) 製品にひび割れ等の損傷なく設置されているとともに、ゴミ・泥等が付着してないことが確認できる。 ☐10) 植生工で、植生の種類、品質、配合、及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐11) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 【護岸工、ブロック(石)積工(張工)】 ☆ ☐12) 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めが、空隙が生じていないよう十分行われており、抜型枠の処理が適切であることが確認できる。 ☐13) 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行われていることが確認できる。 ☆ ☐14) 水抜き孔は適切な位置に設けられ、吸い出し、目詰まりのないよう施工されている。 ☐15) 伸縮目地は適切な位置に設けられている。 ☐16) 丁張りを3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 ☐17) 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐18) 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性が確保されていることが確認できる。 ☐19) 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 【根固め・水制工】 ☐20) 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(根固工では連結金具のネジ山つぶしが確認できる。) ☐21) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

(検査員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート橋工事に準ずる)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
II. 品質	及びその他 鋼構造物 [水管橋・水門・ 樋門工(扉体工)]	●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐ 1) 鋼材の種類が、品質を証明する書類又は現物により照合されていることが確認できる。 ☐ 2) 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 3) 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ 4) 溶接施工に係る施工計画書が提出されていることが確認できる。 ☐ 5) 孔空けによって生じたまくれが削りとられているなど、きめ細やかに製作されていることが確認できる。 ☐ 6) 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ 7) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 8) 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 9) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 10) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 【架設関係】 ☆ ☐ 11) ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。 ☐ 12) ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 13) 高力ボルトの締め付けが、中心から外側に向かって行われていることが確認できる。 ☐ 14) 高力ボルトの品質証明書等で確認できる。 ☐ 15) 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☆ ☐ 16) 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 17) 架設に用いる仮設備及び架設用機材については、品質・性能が確保できる規模と強度を有することが確認できる。 ☐ 18) 現場塗装部のケレン及び膜厚管理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 19) 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認が行われていることが確認できる。 ☐ 20) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	砂防構造物工事及び	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
Ⅱ. 品質	地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	●評価対象項目 [共通] ☐ 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 ☐ 2) 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 3) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 4) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☆ ☐ 5) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 6) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 7) コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 8) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行なわれているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されてないことが確認できる。 ☐ 9) 地山とのすりつけが適切に行われていることが確認できる。 ☐ 10) 鉄筋及び鋼材の規格が、品質を証明する書類等で確認できる。 ☐ 11) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☆ ☐ 12) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 13) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 [砂防構造物工事に適用] ☐ 14) 止水板が適正な位置に配置されている。 ☐ 15) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 16) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐ 17) アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 18) グラウトの注入にあたり、グラウトが孔内から排出されるまで連続して注入作業が行われている。 ☐ 19) ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。 ☐ 20) ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 [地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸を含む)] ☐ 21) アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 22) ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 23) ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 24) 集・排水ボーリング工の方向及び角度が適正となるように施工上の配慮がなされていることが確認できる。 ☐ 25) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 ☐ 26) その他						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。

●判断基準
評価値が90%以上.....a
評価値が80%以上90%未満.....a'
評価値が70%以上80%未満.....b
評価値が60%以上70%未満.....b'
評価値が60%未満.....c

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

(検査員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。 又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		●評価対象項目 [路床・路盤工関係] ☐ 1) 設計図書に定められた試験方法で路床及び路盤材料の基準密度・CBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 2) 路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。(既設路床・路盤を含む。) ☐ 3) 路床及び路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 4) 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去し、材料を均一に敷均していることが確認できる。 ☐ 5) 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めており、また構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 [アスファルト舗装工関係] ☐ 6) アスファルト混合物の品質が配合設計及び試験練りの結果または、事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 7) 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ 8) ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録し、気象条件等に配慮して敷均し、締固めを適切に行っており、また舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 9) 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 10) 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が設計図書の仕様を満足しており、また瀝青材料を所定量均一に散布し、養生していることが確認できる。 ☐ 11) アスファルト舗装工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 [コンクリート舗装工関係] ☐ 12) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 13) 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 14) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量等の測定結果が確認できる。 ☐ 15) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 16) 運搬時間、打設方法及び養生方法等が、施工条件及び気象条件に適しており、仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 17) 材料が分離しないようコンクリートが敷均されていることが確認できる。 ☐ 18) チェアー及びタイバーが、損傷などが発生しないよう保管されていることが確認できる。 ☐ 19) 鉄網及び目地処理が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 20) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 [橋面防水工関係] ☐ 21) 床板表面の凹凸が少なく、ゴミなどが確実に除去されていることが確認できる。 ☐ 22) 使用材料の品質が証明書類で確認でき、輸送、保管が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 23) 気象状況を考慮して施工しており、施工前にコンクリート表面の含水率を測定し確認している。 ☐ 24) 防水シートの貼付けが気泡等が生じないよう入念に施工され、重ね部が適切に処理されていることが確認できる。また生じた気泡等が適切に補修されていることが確認できる。 ☐ 25) 塗布材料(塗膜系防水材、プライマー、貼付用アスファルト等)がむらなく均一に、かつ表面に損傷等が生じないよう施工され、養生されていることが確認できる。また生じた損傷が適切に補修されていることが確認できる。 ☐ 26) 端部(排水桝・伸縮装置周り、歩車道境界部等)の処理が設計図書どおりに行われていることが確認できる。 ☐ 27) その他					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合	
							●判断基準	
							評価値が90%以上……………a	
							評価値が80%以上90%未満……………a'	
							評価値が70%以上80%未満……………b	
							評価値が60%以上70%未満……………b'	
							評価値が60%未満……………c	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	海岸工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験)、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	
II. 品質		●評価対象項目 ☆ ☐ 1) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☆ ☐ 3) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 4) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 5) コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 6) コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 ☐ 7) 転倒や崩壊等がないようにコンクリートブロックの仮置を行っていたことが確認できる。 ☐ 8) 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 9) 被覆石は、ゆるみのないよう堅固に施工されていることが確認できる。 ☐ 10) 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 11) マット(シート)が破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真等により確認できる。 ☐ 12) 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ☐ 13) 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ 14) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐ 15) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ 16) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐ 17) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 18) スペースの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☆ ☐ 19) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 20) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 ☐ 21) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-10を参照 ☐ 22) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(8)

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.1)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
II. 品質		●評価対象項目 [共通] ☐ 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 2) 使用する材料の種類、品質等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☆ ☐ 3) 工事実施にあたり、湧水処理、配合決定等について、監督員の事前の承認を受けて適正に施工していることが確認できる。 ☐ 4) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 [種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係] ☐ 5) 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☆ ☐ 6) ネット(金網)などに破損、端部のめくれ等がなく、地山に沿って隙間なく施工していることが確認できる。 ☐ 7) 吹付け厚さに応じて単層、複層の施工が行われ、均等に地山に吹き付けされていることが確認できる。 ☐ 8) 吹付け材が均一に発芽しているのが確認できる。 [コンクリート又はモルタル吹付工関係] ☐ 9) 設計図書の仕様を満足する配合設計が行われ、その結果に基づき実施され、吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☆ ☐ 10) 金網が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、地山からの離隔、法肩の巻き方等)されていることが確認できる。 ☐ 11) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 12) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 13) 水抜きパイプが適切に配置されている。 ☐ 14) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 ☐ 15) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。

様式土3-5(9)

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
II. 品質		●評価対象項目 [現場打法枠工関係] ☐16) 設計図書の仕様を満足する配合設計が行われ、その結果に基づき実施されていることが確認できる。 ☆ ☐17) アンカー及び鉄筋等が現場において適正に保管され、設計図書どおりの長さ、位置、間隔で施工していることが確認できる。 ☐18) 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐19) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐20) コアーが現場で採取され、圧縮強度試験結果が適切に整理されていることが確認できる。 ☐21) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 ☐22) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐23) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐24) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 [落石防止工関係] ☐25) 岩盤用アンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 ☆ ☐26) 岩盤への削孔深、削孔径が規定値を満たし、固定が確認できる。 ☐27) 注入剤(セメントミルク等)の充填状況が確認できる。 ☐28) 金網の重ね幅が確保されている。 ☐29) 岩盤用アンカーボルト及び羽根付アンカーの打ち込み角度が確認できる。 ☐30) 部材の組立、連結が適切に施工されていることが、点検記録等により確認できる。 [グラウンドアンカー工関係] ☆ ☐31) グラウンドアンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 ☐32) グラウンドアンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 ☐33) アンカー部材が適切に組み立てられ、設計図書どおりの長さ、位置で挿入していることが、点検記録等により確認できる。 ☐34) グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないこと、また注入したグラウトと同等の性状のものが孔口から排出されるまで、中断せずに連続して作業していることが確認できる。 ☐35) アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおりに実施されていることが確認できる。 ☐36) 支圧版が適切に設置されていることが確認できる。						
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.3)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	
II. 品質		●評価対象項目 【連続繊維補強土工関係】 ☆ ☐37) 築造勾配が適切で、厚さが均等であることが確認できる。 ☐38) 連続繊維の混入量が管理され、適切な配合量であることが確認できる。 ☐39) 砂質土の表面水の試験を行い、適切な配合量であることが確認できる。 ☐40) 築造後の跳ね返り砂の除去・清掃を行っていることが確認できる。 ☐41) 補強土の一面せん断試験を実施し、所定の強度が確認できる。 ☐42) 築造量や繊維計量器のキャリブレーションが実施されている。 ☐43) 裏面排水材が適切に施工されている。 ☐44) アンカーを設計図書どおりの長さ、削孔長、配置、頭部突出長で施工していることが確認できる。 ☐45) アンカーの削孔終了後、スライムが除去されグラウトの充填状況が確認できる。 ☐46) 保水、保肥材を設計図書どおりの密度で設置していることが確認できる。 ☐47) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

(検査員)

- ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
- ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	基礎工事及び地盤改良工事 (NO.2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
		●評価対象項目 【深礎杭】 ☐19) ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みが少なくなるよう配慮して施工していることが確認できる。 ☐20) 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐21) 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料が、整理されていることが確認できる。 ☐22) 裏込材(グラウト用モルタル)が設計図書に基づく配合試験及び試験練が行われており、適切なモルタルの規格が確認できる。 ☐23) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☐24) 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。 ☐25) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐26) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会した場合を含む。) ☐27) コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐28) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐29) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 【鋼管井筒基礎工】 ☐30) 杭の仮置き方法が適切である。 ☐31) 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。 ☐32) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☐33) 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高を適切に行っている。 ☐34) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐35) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会した場合を含む。) ☐36) コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐37) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 【地盤改良関係】 ☐38) 施工地盤は不陸整正され、安定剤が路床土と均一に攪拌混合されていることが確認できる。 ☐39) 安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている。 ☐40) 置き換え堀削深さ及び幅は設計書どおり確保され、一層の敷均し厚は所定の仕上がり厚で十分に締め固められている。 ☐41) サンドドレーン・ペーパードレーン工法では、材料の使用量が記録されている。 ☐42) 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐43) セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料が、整理されていることが確認できる。 ☐44) 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等が行われていることが確認できる。 ☐45) 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐46) 設計図書に示された六価クロム溶出試験が行われ、監督員の承諾がなされていることが確認できる。 <						

(検査員)

- ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
- ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。

様式土3-5(14)

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋工事(PC及びRCを対象)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を 受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場 合(手直し工事の完了 が検査の翌日中に検 査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監 督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
II. 品質		●評価対象項目 ☐ 1) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☐ 3) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☆ ☐ 4) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 5) コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 6) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐ 7) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ 8) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐ 9) 圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。 ☐ 10) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☆ ☐ 11) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 12) スペースの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ 13) シース、PC鋼材の配置が適切であることが確認出来る。 ☐ 14) プレベーム桁のプレフレクション管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 ☐ 15) 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☆ ☐ 16) PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 ☐ 17) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 18) コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 19) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 ☐ 20) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 ☐ 21) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	
II. 品質	☆	●評価対象項目 ☐1) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐2) ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐3) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐4) 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐5) 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐6) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐7) 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐8) 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐9) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐10) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	トンネル工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。	
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 ☐1) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☐3) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☆ ☐4) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐5) 鋼材・鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐6) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験地で確認できる。 ☐7) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐8) スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐9) 鋼材、鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 ☆ ☐10) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐11) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐12) 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が設計図書で定められた仕様を満足していることが確認できる。 ☐13) 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐14) 坑内観察調査などについて、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。 ☐15) 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐16) 金網の継ぎ目が15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐17) 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐18) 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐19) ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされていることが確認できる。 ☐20) ロックボルトの定着長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐21) 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐22) 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐23) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 ☐24) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	
II. 品質		●評価対象項目 ☆ ☐ 1) 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 2) 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 3) 防護柵等の基礎工の施工にあたって、二次製品構造物、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 4) 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 5) ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えているのが確認できる。 ☐ 6) ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☆ ☐ 7) 防護柵等の組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。 ☐ 8) ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。 ☐ 9) 区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10) 熔融式、高視認性区画線の施工では、常に180～220℃の温度で塗布出来るよう溶解槽の温度管理がなされていることが確認できる。 ☐ 11) 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 12) 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ 13) プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 14) 防護柵(網)、標識、区画線等の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 15) その他							
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	植栽工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
II. 品質	☆	●評価対象項目 [共通] ☐1) 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☐2) 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐3) 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐4) 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐5) 土壌改良材等(種類、施用量、施用方法等)は適切に施工されている。 [高中低木植栽及び移植] ☐6) 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐7) 移植木の管理(掘り取り、剪定、運搬、養生等)が適切に行われていることが確認できる。 ☐8) 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐9) 植えた樹木に対して余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐10) 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 [地被類植栽] ☐11) 芝、地被は病害虫がなく、生育・緊密度に優れ、雑物の混じっていないものが使用されている。 ☐12) 地被植物は草姿、草勢、ポット内の根茎等の品質の良いものが使用されている。 ☐13) 芝張り後の処置が適切で活着している。 ☐14) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で 評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合 は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e			
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事 (浚渫海岸築造工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。			
Ⅱ. 品質	(NO.1)	●評価対象項目 【共通】 ☐1) 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐2) 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 【浚渫・床掘関係】 ☐3) 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐4) 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 【地盤改良関係】 ☐5) 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐6) 浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。 ☐7) サンドトレーン・砕石トレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐8) ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できる。 ☐9) 打設を完了したベーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。 ☐10) 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐11) 前記7),8),9)以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐12) サンドコンパクションパイル、深層混合処理において、盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 ☐13) 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐14) マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐15) 被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐16) 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 【本体・杭及び矢板、控工関係】 ☐17) 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐18) 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。 ☆ ☐19) 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐20) 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 ☐21) タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐22) タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐23) 溶接及び切断について、仕様書等設計図書に定められたとおり行われていることが確認できる。 【本体・ケーソン据付、ブロック据付関係】 ☐24) ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、所定の位置に異常なく仮置きされていることが確認できる。 ☐25) ケーソン及び既設構造物等に破損がなく施工されている。 ☐26) ケーソンの据え付けの際に、既設構造物との接触面に付着している貝・海草類を除去している。 ☐27) コンクリートブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。			●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満………a' 評価値が70%以上80%未満………b 評価値が60%以上70%未満………b' 評価値が60%未満……………c	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事 (浚渫海岸築造工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位の評価とすることが できる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わなかった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を行った。
II. 品質	(NO.2)	●評価対象項目 【コンクリート関係】 ☐28) 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐29) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 ☐30) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☆ ☐31) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐32) コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐33) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☐34) 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐35) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 ☐36) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☆ ☐37) スペースの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐38) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐39) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 ☐40) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照 ☐41) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	ほ場整備工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		●評価対象項目 【整地工】 ☆☐1) 基盤切盛が適正に施工され、基盤の均平度が良好である。 ☐2) 畦畔及び法面が十分に転圧されている。 ☐3) 石礫や雑物が適正に処理されている。 【水路工】 【農道工】 ☐4) 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない。 ☐5) 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている。 ☐6) 水路構造物に損傷がない。又は、損傷部を適切に補修している。 ☐7) コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない。 ☐8) 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている。 ☐9) 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている。 ☐10) 道路路体の転圧が充分なされていることが確認できる。 ☐11) 道路の上置碎石の転圧が充分に行われている。 ☐12) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	暗渠排水工事 (湧水处理)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
II. 品質	☆	●評価対象項目 ☐1) 掘削底面が平滑に仕上げられている。 ☐2) 管路勾配が適正に施工されている。 ☐3) 管路の接続が適正である。 ☐4) 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。 ☐5) 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない。 ☐6) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	管水路工事(パイプライン)、畑かん工事、営農雑用水工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質	☆	●評価対象項目 ☐1) 掘削底面が平滑に仕上げられている。 ☐2) 管及び付属品(制水弁、空気弁等)の据付及び接合が適正に施工されている。 ☐3) 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐4) 路盤復旧が設計図書に示す条件により実施されている。(使用材料、締固方法、締固密度等) ☐5) プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐6) アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件が配慮されていることが確認できる。 ☐7) アスファルト舗装工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐8) 材料の品質が証明書類で確認できる。 ☐9) 通水試験を適正に行い、漏水の有無等を確認している。 ☐10) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	木製構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。	
II. 品質	☆	●評価対象項目 ☐1) 木材の組立が適正であり、ボルトの締め付けも適切に実施されている。 ☐2) 中詰、裏込材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。 ☐3) 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐4) 材料の品質及び形状が設計図書等のとおりであることが確認できる。 ☐5) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で 評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合 は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	鋼製自在枠工事 ☆	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わなかった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を行った。
		●評価対象項目 ☐1) 鋼材の規格及び員数がミルシート等で確認できる。 ☐2) 鋼材の組立やボルトの締め付けの適切な施工が、点検記録等により確認できる。 ☐3) 中詰材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。 ☐4) 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐5) 掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐6) 地山との組み合わせが適切に実施されている。 ☐7) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で 評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合 は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	補強土壁工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を行った。
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 [共通] ☐1) 施工基面が平滑に仕上げられ、支持力が確認されている。 ☐2) 盛土材は、材料試験が実施され、現場に反映されている。 ☆ ☐3) 盛土の締固めが適切な条件(含水比、人力機械別、巻き出し厚・敷均し、転圧作業)で施工され、現場密度も確認できる。 ☐4) 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐5) 盛土材、壁面材等の諸材料の保管管理が適切である。 ☐6) 壁面材等の材料の品質・規格がミルシート、工場管理資料より確認できる。 ☐7) 製品に有害な損傷等がなく、又は損傷部等を適切に補修している。 [テールアルメ、多数アンカー] ☆ ☐8) 壁面材と補強材の取付の適切な施工が、点検記録等により確認できる。 ☐9) 補強材の取付角度が適切で、水平に敷設されている。 ☐10) 透水防砂材の取付が適切に行われている。 ☐11) 目地材の設置が適切に行われている。 [ジオテキスタイル] ☆ ☐12) 壁面材とジオテキスタイル(補強材)の連結等組立の適切な施工が、点検記録等により確認できる。 ☐13) ジオテキスタイルは壁面材に対して直角かつ水平に敷設され、適度に緊張・固定されている。 ☐14) シート、植生マットの取付けが適切に行われている。 ☐15) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	軽量盛土工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることが できる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。	
		●評価対象項目 □1) 発泡スチロールブロック(以下「発泡材」)の設置基面が平滑に仕上げられている。 □2) 地下水の排水や雨水排水が適切に行われ、レベリング層がドライな状態に保たれている。 □3) 発泡材の保管・管理が適切に行われている。 □4) 発泡材の目地の開き、段差が適切に処理されている。 □5) 発泡材部と盛土部間の隙間の埋戻しが適切に行われている。 □6) 発泡材のカットが適切に行われている。 □7) 発泡材の緊結金具の設置が適切に行われている。 □8) 製品の材質は適正で、品質が確認できる。 ☆ □9) 発泡材の割付図が提出されており、現場と一致している。 □10) その他							
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で 評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合 は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	橋梁補修修繕工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。
Ⅱ. 品質	(NO.1)	●評価対象項目 [クラック補修(ひびわれ注入)] ☐1) 施工面の泥等を除去していることが確認できる。 ☐2) クラックの中心位置に注入器を取り付け、シール材硬化後に注入していることが確認できる。 ☆ ☐3) 主剤と硬化剤の攪拌、配合が適正に管理され、可使時間内の施工が確認できる。 ☐4) 天候等現場状況を確認し、気温、湿度等の計測を行い作業していることが確認できる。 ☐5) 注入材の硬化養生後、シール部を平坦に仕上っていることが確認できる。 ☐6) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 ☐7) その他 [橋梁塗装] ☐8) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☆ ☐9) ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐10) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐11) 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐12) 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐13) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐14) 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐15) 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐16) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐17) その他 [伸縮継手] ☐18) 既設伸縮装置撤去が適切に行われ、清掃されていることが確認できる。 ☆ ☐19) 鉄筋の加工・組立、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる。 ☐20) コンクリート打設が適切に施工されていることが確認できる。 ☐21) プライマー等が均一に塗布され、可使時間、養生が適切であることが確認できる。 ☐22) シール(止水)材充填が適切に施工されていることが確認できる。 ☐23) 弾性合材舗装が適切に施工されていることが確認できる。 ☐24) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 ☐25) その他						
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。								
							●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	橋梁補修修繕工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい場合 (手直し工事の完了 が検査の翌日中に検査 員により確認できた 場合)は、「d」より上位 の評価とすることがで きる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示 書による指示に従わな かった。又は検査時の 検査員の指摘票による 指摘を受け、修補を 行った。	
II. 品質	(NO.2)	●評価対象項目 【含浸材塗布】 ☐26) 高圧洗浄水等で洗浄後、基面を乾燥させていることが確認できる。 ☆ ☐27) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐28) 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる。 ☐29) 塗布後の養生が適切に施工されていることが確認できる。 ☐30) 含浸材の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐31) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 ☐32) その他 【断面修復工】 ☐34) はつり、防錆処理が適切にされていることが確認できる。 ☐34) プライマーが均一に塗布され、可使時間、養生が適切であることが確認できる。 ☆ ☐35) 攪拌、配合が適正に管理され、可使時間内の施工が確認できる。 ☐36) 充填後、雨水にさらされないよう養生されていることが確認できる。 ☐37) 断面修復後にクラックがないことが確認できる。 ☐38) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 ☐39) その他							
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (☆印) が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」 の評価はしない。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降 (検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	上記以外の工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 ☐1) ☐2) ☐3) ☐4) ☐5) ☐6) 注 評価対象項目は6項目以上とする。 ●判断基準 該当項目が6項目以上 ... a 該当項目が5項目 ... a' 該当項目が4項目 ... b 該当項目が3項目 ... b' 該当項目が2項目以下 ... c					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
	上記以外の工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 ☐1) ☐2) ☐3) ☐4) ☐5) ☐6) 注 評価対象項目は6項目以上とする。 ●判断基準 該当項目が6項目以上 ... a 該当項目が5項目 ... a' 該当項目が4項目 ... b 該当項目が3項目 ... b' 該当項目が2項目以下 ... c					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の 指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 4) クラックがない。 ☐ 5) 漏水がない。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	土 工 事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 1) 仕上げが良い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	切土工事	☐ 1) 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 2) 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 3) 施工面等の木根等が確実に施工処理されている。 ☐ 4) 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 5) 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 6) 残土等は適切に処理されている。 ☐ 7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事、ブロック積工事	●評価対象項目 ☐ 1) 通りがよい。 ☐ 2) 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げがよい。 ☐ 4) 既設構造物とのすりつけがよい。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	鋼橋工事 水管橋工事 水門・樋門工(扉体工)工事	●評価対象項目 ☐ 1) 表面に補修箇所がない。 ☐ 2) 部材表面に傷及び錆がない。 ☐ 3) 溶接に均一性がある。 ☐ 4) 塗装に均一性がある。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 1) 地山との取り合いが良い。 ☐ 2) 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 3) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 1) 舗装の平坦性が良い。(1. 2以下) ☐ 2) 構造物の通りが良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 5) 雨水処理が良い。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	法面工事	☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。 ☐ 5) 湧水処理が良い。 ☐ 6) クラックがない。 ☐ 7) 全体的にバラツキがなく発芽の状況が良好である。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 1) 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 4) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 ☐ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 4) 支承部の仕上がりが良い。 ☐ 5) クラックがない。 ☐ 6) 漏水がない。 ☐ 7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 1) 塗装の均一性が良い。 ☐ 2) 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 3) 補修箇所が無い。 ☐ 4) ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 1) 樹木の活着状況が良い。 ☐ 2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 3) 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 4) 生垣、列植等の通りが良い。 ☐ 5) 全体の整地の仕上がり面が平滑で、美観が良い。 ☐ 6) 石組みは適切に施工されている。 ☐ 7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	防護柵(網)工事	☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 端部処理が良い。 ☐ 3) 部材表面に傷及び錆がない。 ☐ 4) 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ 5) きめ細やかに施工されている。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 ☐ 1) 設置位置に配慮がある。 ☐ 2) 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 3) 標識板の支柱に変色がない。 ☐ 4) 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ 1) 塗料の塗布が均一である。 ☐ 2) 視認性が良い。 ☐ 3) 接着状態が良い。 ☐ 4) 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ほ場整備工事	●評価対象項目 ☐ 1) 整地仕上がりが良い。 ☐ 2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 ☐ 3) 水路、道路等が的確に施工されている。 ☐ 4) 付帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い。 ☐ 5) 法面仕上がりが良い。(とおり、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧) ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	暗渠排水工事	●評価対象項目 ☐ 1) 埋戻し、仕上がりが良い。 ☐ 2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 ☐ 3) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さをうかがえる。 ☐ 4) 水閘、排水口の設置が的確である。 ☐ 5) 全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	維持修繕工事	☐ 1) 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ 2) きめ細かな施工がなされている。 ☐ 3) 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を 含む)	●評価対象項目 ☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 3) 構造物の表面及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 4) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	管水路工事 (パイプライン) 畑かん工事(末端部) 営農飲雑用水工事	●評価対象項目 ☐ 1) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる ☐ 2) 漏水がない。 ☐ 3) 路面復旧が適正に施工され段差、不等沈下等が無い。 ☐ 4) 全体的な仕上がりが良い		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	木製構造物工事	●評価対象項目 ☐ 1) 通りがよい。 ☐ 2) 材料のかみ合わせがよい。 ☐ 3) 表面の仕上げがよい。 ☐ 4) 地山立込部との取り合わせがよい。 ☐ 5) 全体的な美観がよい		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	鋼製自在枠工事	●評価対象項目 ☐ 1) 通りがよい。 ☐ 2) 材料のかみ合わせがよい。 ☐ 3) 表面の仕上げがよい。 ☐ 4) 地山との取り合わせがよい。 ☐ 5) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	河川浚渫工事	●評価対象項目 ☐ 1) 掘削面が平坦で、仕上げが良い。 ☐ 2) 自然環境との調和に配慮している。 ☐ 3) 工事用道路等の後片付けが適切に施工されている。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・d	
	二次製品構造物 小型構造物工事	●評価対象項目 ☐ 1) 現場打コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2) 構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 ☐ 4) 製品のかみ合わせが良い。 ☐ 5) クラックがない。 ☐ 6) 漏水がない。 ☐ 7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	補強土壁工事 軽量盛土工事	●評価対象項目 ☐ 1) 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 ☐ 2) 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 ☐ 4) 構造物等へのすりつけが良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検査員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	橋梁補修 修繕工事	●評価対象項目 ☐ 1) 伸縮装置が適切に施工され段差がない。 ☐ 2) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) クラック補修の表面仕上げが良い。 ☐ 5) 断面修復の表面仕上げが良い。 ☐ 6) 細部まできめ細かな施工がなされている。 ☐ 7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	河川伐開工事	●評価対象項目 ☐ 1) 刈残しもなく、適切に施工されている。 ☐ 2) 伐木・刈草の後始末が良好である。 ☐ 3) きめ細かな施工がなされている。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 ☐ 1) ☐ 2) ☐ 3) ☐ 4) ☐ 5) ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 ☐ 1) ☐ 2) ☐ 3) ☐ 4) ☐ 5) ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 運 用 表 (土木工事)

〔記入方法〕該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。

2019/1/1 以降 (検 査 員)

考 査 項 目		対 応 事 項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由： ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば3点の加点とする。	(1.について) 切土又は盛土工の土工量：15万m ³ 以上、護岸・築堤の直高：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m ² /門以上、トンネル(開削工法)の直高：20m以上、トンネル(NATM)の内空断面積：85m ² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空断面積：300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工の施工幅：100m以上、地滑り防止工の法長：150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m ³ 以上、流路工の流路体積：500m ³ 以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて安定計算等の再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するために新技術又は新工法を採用した工事。 ・パイロット工事又は特異な試験フィールドで特許工法等を用いて技術的な検討が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由： ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば5点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整（週1回以上）や環境対策などの制約（通常の作業工程の1.5倍）が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限（通常の作業工程の1.5倍）を受けた工事。 (6.について) (7.について) ・市街地での夜間工事。 ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・DID地区での工事 ・供用している自動車専用道等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・その他、施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に非常に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

考 査 項 目		対 応 事 項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	施工条件等への対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由： ※上記の対応事例に 1 つ以上レ点が付けば 3 点の加点とする。	(1. について) (11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12. について) ・海岸、港湾又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事（原則本堤工事の掘削工事のみとし、流路工は除く） (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が特に必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ # 12ヶ月以上超える工期で、事故がなく完成した工事 （全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らなかった事故は除く。 ☐ # その他 ※上記の対応事例に 1 つ以上レ点が付けば 5 点の加点とする。	・当初契約工期が対象。（ただし、1 2 ヶ月以内に完成通知が提出された場合は評価しない。） ・現場条件の変化があり迅速に対応したにもかかわらず、工期が 1 2 ヶ月以上（部分中止期間を含む）となった場合は評価する。
	記述評価 （レマークを付した 評価内容を詳細記 述）	評 点： _____ 点	【工事特性の詳細評価】

※ 1. 工事特性は、最大 1 6 点の加点評価とする。

※ 2 「 5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

工事成績評定の考査項目別運用表（土木工事）

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検 査 員)

考査項目	細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	〔施工〕 ☐ 1. 施工に伴う器具・工具・装置類に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 4. 部材・機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工に関する工夫 ☐ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 〔新技術等活用〕 ☐ 15. 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫。 ☐ 16. ICT施工技術を活用した工事。 ※本項目は、鳥取県県土整備部 ICT活用工事実施要領3（1）から（5）までの全ての項目においてICT活用を行った工事について4点の加点とする。ただし、1項目でも実施していない場合は、加点評価しない。 〔品質〕 ☐ 17. 土工、設備、電気に関する工夫。 ☐ 18. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 19. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 20. 配筋、溶接作業等に関する工夫。 〔安全衛生〕 ☐ 21. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 22. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落物物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 23. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 24. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 25. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 26. 一般車両突入時の被害軽減方策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 27. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 28. 環境保全に関する工夫。 〔その他〕 ☐ 29. その他（理由） ☐ 30. その他（理由）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	【創意工夫の詳細評価】 評点：_____点

※1. 施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために工夫した内容とその成果・結果が具体的に記載された事例について、特に評価すべきものを加点評価する。

施工時に本来配慮されるべきことや、単に市販品を導入・使用しただけのものについては原則として評価しない。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点（項目16は4点、項目21は2点）で評価し、最大11点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(検 査 員)

考査項目	細 別	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	●評価対象項目 ☐1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ ☐2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐3) 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐4) 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐5) 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐7) 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐8) その他 (理由: _____)
	評 価	評点: _____ 点 ・社会性等は、加点評価する。 ・加点は+8点～0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。

※地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※☐1)周辺環境への配慮とは、(例えば、汚濁防止フェンスの設置、絶滅危惧種の保存・保護等)自主的な取り組みで設計対象外のもの。※☐5)が評価対象の場合には、☐4)も評価する。(ダブル評価)※☐5)国、市町村、NPO法人等が広く呼びかけて開催する清掃活動等への参加は、評価の対象としない。※☐8)インターンシップ事業への協力は、評価の対象としない。

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

2019/1/1 以降

(総 括 監 督 員)

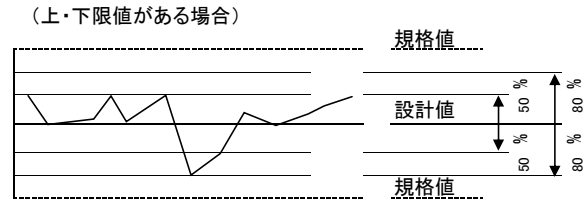
考 査 項 目	細 別	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧																
8. 法令遵守等	I. 法令遵守等	1 法令等に関する項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 資格停止期間3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr> <tr> <td>☐ 資格停止期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr> <tr> <td>☐ 資格停止期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr> <tr> <td>☐ 資格停止期間2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr> <tr> <td>☐ 文書による警告</td><td>- 8点</td></tr> </tbody> </table> ☐ 該当項目なし ① 本評価項目で評価する事例は、工事の施工に当たり、工事関係者が鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱で上表の措置があった場合に適用する。 ※1 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2 「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び※1を履行するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ② 評定後、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づき、資格停止措置が決定した場合は、鳥取県建設工事検査規程第14条第3項に基づき、当該評定を修正するものとする。 ③ 実地完成日の翌日以降に、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づき、文書による警告が決定しても、当該評定を修正しないものとする。 2 ☐ 技術提案型工事に該当する。 ☐ 該当しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術提案内容の履行状況</th><th>点 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 技術提案型総合評価競争入札方式において、受注者の責により技術提案実施計画書に記載した事項が履行されなかった。</td><td> 不履行事項数 () × (-3) = 点 </td></tr> </tbody> </table> ① 本評価項目は、技術提案型総合評価競争入札方式において、受注者の責により技術提案実施計画書に記載した事項が履行されなかった場合に適用し、減点数は技術提案型総合評価競争入札試行基準によるものとする。	措置内容	点数	☐ 資格停止期間3ヶ月以上	-20点	☐ 資格停止期間2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	☐ 資格停止期間1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	☐ 資格停止期間2週間以上1ヶ月未満	-10点	☐ 文書による警告	- 8点	技術提案内容の履行状況	点 数	☐ 技術提案型総合評価競争入札方式において、受注者の責により技術提案実施計画書に記載した事項が履行されなかった。	不履行事項数 () × (-3) = 点
措置内容	点数																	
☐ 資格停止期間3ヶ月以上	-20点																	
☐ 資格停止期間2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																	
☐ 資格停止期間1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																	
☐ 資格停止期間2週間以上1ヶ月未満	-10点																	
☐ 文書による警告	- 8点																	
技術提案内容の履行状況	点 数																	
☐ 技術提案型総合評価競争入札方式において、受注者の責により技術提案実施計画書に記載した事項が履行されなかった。	不履行事項数 () × (-3) = 点																	

様式土3-9 【記入方法及び留意事項】《土木工事関係》

2019/1/1 以降

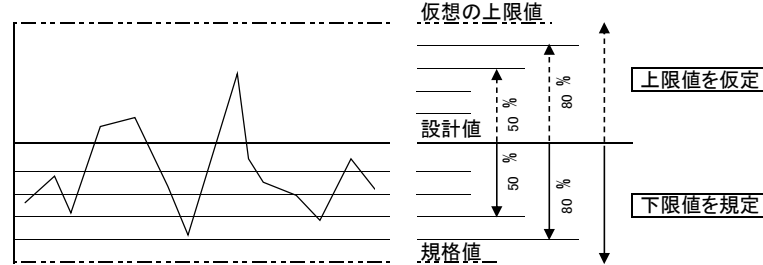
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

◎〔管理図の場合〕



- 注 1、ばらつきの判断は、上記図の上・下限値の50%、80%で a、b、c の判定をする。
 2、品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

(下限値のみの場合)



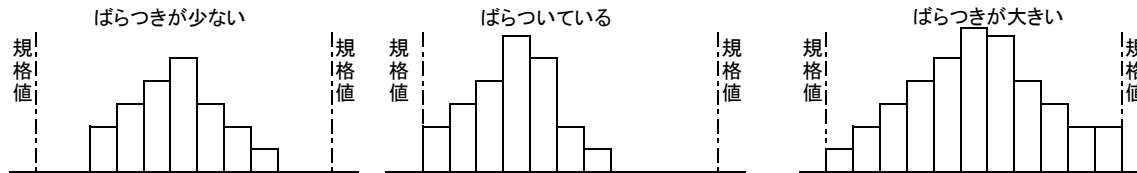
注 出来形のばらつきの考え方

- 1、上限値のない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
- 2、次の場合は、ばらつきを50～80%とみなす。
 - (1) 規格値が設計値以上となっている場合
 - (2) 実測値を設計値とする場合(施工後の実測値を設計値に反映する場合)
 - (3) 根固めブロック・吹付枠等既製型枠を使用して施工する場合(厚さ、幅、高さ)

注 出来形のばらつき判定の仕方

- (例1) 吹付枠工・・・法長・延長は上記2(2)、幅・高さは上記2(3)、中心間隔は左記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。
- (例2) 切削工+オーバーレイ工・・・切削工の全測定項目とオーバーレイ工の幅・延長は上記2(2)、オーバーレイ工の厚さは上記1を適用して、工事全体のばらつきを算定する。

◎〔度数表または、ヒストグラムの場合〕(参考)



2. 多工種複合工種の取り扱い

- (1) 出来形のばらつき
 - ・原則として主たる工種と重要な工種の検査内容(基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長等)のばらつきを算定する。
- (2) 品質・出来ばえ
 - ・原則として主たる工種と重要な工種について評定した上で、低い点数を採用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。

- (1) 有害なクラックについては、補修されている場合、「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックしない。補修されていなければ、d以下の評価とする。
- (2) 有害なクラック以外は「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックする。
- (3) 検査の前までに調査がなされていない場合は指摘票により調査を行い、調査結果に基づき評定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。
 有害なクラック以外は「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。

- (4) 出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。

* 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、樋管、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。

なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。

「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学協会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)

4. 運用表の記入方法

- (1) 各運用表の該当する項目の□にレマークを記入する。
- (2) 該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
- (3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

5. (1)「Ⅲ.出来ばえ」で該当項目が減った場合の評定の考え方

		該当チェック項目数(個)							
評 定 点	a	1	2	3	4	5	6	7	8
	b	1	2	3	3	4	5	6	7
	c	1	1, 2	2	2	3	4	4	4
	d	1	1	1	1	2	3	3	3
	e	無	無	無	無	1	2	2	2

(2) 積雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

- ・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や工事写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳細に検査することが出来ないため、出来ばえは「C」と評定する。

6. 「品質」

- (1) 品質の重要項目(☆印)とは、その工種において施工上の配慮を特に求める項目である。
- (2) '河川浚渫工'等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方
 - ・評価対象項目が2項目以下の場合は、C評価とする。
 - ・品質管理項目がない場合C評価とする。

±3-10① 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 2019/1/1 以降

工 事 名			受 注 者	
項 目	評 価 内 容	備 考		
☐ 工事特性 工事全体を通して当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。	☐ 構造物の特殊性への対応	・ 構造物の高さ、延長等の規模が特殊な工事 ・ 構造物の形状が複雑であることなどから施工条件が特に変化する工事		
	☐ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	・ 近接構造物等への影響に配慮する工事 ・ 周辺環境条件により作業条件等に大きな影響を受ける工事 ・ 周辺住民等に対し騒音等を特に配慮する工事 ・ 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ・ 施工箇所が広範囲にわたる工事		
	☐ 厳しい自然・地盤条件への対応	・ 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ・ 雨・雪・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ・ 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ・ 自然環境の保全に特に配慮が必要な工事		
	☐ 長期工事における安全確保への対応	・ 12ヶ月以上の工期で事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)		
☐ 創意工夫 「工事特性」のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する。	☐ 施工	・ 施工に伴う機械、器具、工具、装置類 ・ 二次製品、代替製品の利用 ・ 施工方法の工夫 ・ 仮設計画の工夫 ・ 施工管理等の工夫		
	☐ 新技術等活用	・ 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫		
	☐ 品質	・ 土工等に関する工夫 ・ コンクリートに関する工夫 ・ 二次製品等の使用材料に関する工夫		
	☐ 安全衛生	・ 安全施設・仮設備の配慮 ・ 安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫		
☐ その他				
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 地域の自然環境保全、動植物の保護 ・ 現場環境の地域への調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ ボランティアの実施		

1 該当する項目の□にチェックマーク記入。

2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

±3-10② 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

2018/1/1 以降

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添付図・写真)				

(注) 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。